

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン

令和3年7月

船橋市

はじめに

近年、幅広い世代の多くの方がペットを飼養しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）としてより人に近い存在になっています。

一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び管理を適正に行うことが求められています。令和元年度の市民意識調査では、多くの市民が犬や猫の鳴き声やふん尿などの被害に困っていると回答しました。一方で、市へは「迷惑や被害を受けることがなければ、犬や猫はかわいいと思う。」との声も寄せられており、地域における動物愛護の気風は動物に関わる人の適正な飼養によって醸成されるものと言っても過言ではありません。

そこで、社会の秩序を守りながら、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、犬や猫の飼い主や世話をする人が、動物を愛護しその命と尊厳を守るとともに、動物に関わる者としての責任を十分に自覚し、鳴き声やふん尿などによる迷惑や被害を受けている人の状況を認識し、周辺環境への配慮を含めた適正な飼養などに努めることが重要となります。

このガイドラインは、犬や猫を飼養・管理するにあたり、飼い主としての心構えと望ましい飼い方や管理方法、本市の取組みについて示し、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指すための一助となることを願い作成しました。



目次

1 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと -----	1
(1) 飼う前に考えること	
(2) どこから犬や猫を迎えますか？	
(3) 最後まで世話ができますか？	
2 飼い犬の飼養・管理について -----	2
(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施	
(2) 犬の係留義務	
(3) 適切なリードの使用	
(4) ふんの持ち帰り義務	
(5) こう傷事故（かみつき事故）発生時の措置	
(6) しつけ（周辺地域の住民や環境への配慮）	
(7) 逸走（脱走）防止	
(8) 所有明示	
(9) 繁殖制限	
(10) 動物の病気や感染症などの知識と予防	
(11) 災害対策	
(12) 多数の犬又は猫の飼養（多頭飼育）に係る届出	
(13) 終生飼養	
(14) シルバー世代とペット	
(15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら	
(16) 虐待・遺棄に関する法律と罰則	
3 飼い猫の飼養・管理について -----	10
(1) 飼い猫の屋内飼養	
(2) 逸走（脱走）防止	
(3) 所有明示	
(4) 繁殖制限	
(5) 動物の病気や感染症などの知識と予防	
(6) 災害対策	
(7) 多頭飼育に係る届出	
(8) 終生飼養	
(9) シルバー世代とペット	
(10) 万が一、飼い続けることが難しくなったら	
(11) 虐待・遺棄に関する法律と罰則	

4 飼い主のいない猫対策 -----	12
(1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方	
(2) 猫の飼養形態による分類	
(3) 飼い主のいない猫への関わり方	
(4) 飼い主のいない猫対策の考え方	
(5) 地域猫活動について	
5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして～それぞれの立場からの関わり方～ -----	23
(1) 市	
(2) 市民等	
(3) 町会自治会	
(4) 動物病院（獣医師会）	
(5) 動物取扱業者	
6 各種問い合わせ先 -----	24
7 関係法令 -----	25



1 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと

犬や猫を飼うことは、自分以外の「命」を預かり、その一生について責任をもって面倒を見ることで、犬や猫の起こしたトラブル(中には訴訟問題に発展するものもあります。)は、全て飼い主の責任です。犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが、生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります(船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(以下、「条例」という。)第4条の2)。

(1) 飼う前に考えること

- あなたの住まいは犬や猫を飼える住居ですか？住宅規約は確認していますか？
- あなたの家族は全員犬や猫を飼うことに賛成していますか？
- 動物に対するアレルギーを持っている人は家族にいませんか？
- 餌やペット用品、健康管理などに継続的な費用がかかりますが、負担できますか？
- あなたの体力で犬や猫が寿命を迎えるまで世話をし続けることができますか？
- あなたの飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルに合っていますか？
- 毎日欠かさず世話などに時間をかけられますか？
- 近隣に迷惑がかからないよう、臭いや鳴き声・足音などを配慮できますか？
- 適正に飼えるのは何匹までですか？災害時に一緒に避難できるのは何匹までですか？
- かみ癖や室内を荒らすなど、あなたが思い描いた生活と違うことがあります。動物の個性を認め、必要なしつけを行い、最後まで責任を持つことができますか？
- 生涯にわたる計画をたててみましたか？
転居や転勤した場合も犬や猫を飼い続けられますか？
- 犬や猫が高齢になるにつれ、介護や高度な獣医療が必要になることがあります。
最後まで世話ができますか？
- あなたの病気やケガなどで、万一、飼えなくなったとき、代わりに飼ってくれる人はいますか？

※ その他、「飼う前に考えて！(環境省パンフレット)」なども参考としてください。

(2) どこから犬や猫を迎えますか？

犬や猫の迎え方は、ペットショップやブリーダーから購入するだけではありません。市動物愛護指導センターのほか、多くのボランティアが、保護した犬や猫(保護犬、保護猫)の譲渡をしています。成犬や成猫は、性格や大きさがわかっており、子犬や子猫ほど活発でないため、自分のライフスタイルにあった動物を迎えやすいです。保護犬や保護猫の新しい飼い主になることも、ぜひ検討してください。

(3) 最後まで世話ができますか？

犬や猫は20年以上生きることもあります。明らかに飼えない状況になることがわかっているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。また、やむを得ない転居や、あなたが突然入院してしまったり、最悪の場合亡くなってしまったり、不幸なアクシデントもあるかもしれません。代わりに最後まで飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておく必要があります。

2 飼い犬の飼養・管理について

(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施

犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日)から30日以内に市に登録の手続きを行うことが法律によって義務付けられています(狂犬病予防法第4条第1項)。登録をすると市から鑑札を交付します。

また、犬の所有者は、その犬に年に1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています(狂犬病予防法第5条第1項)。動物診療施設(以下、「動物病院」という。)から交付された狂犬病予防注射済証をもって市で手続きをすると、市から狂犬病予防注射済票を交付します。

交付された鑑札と注射済票は、首輪などで犬に着けることが義務付けられています(狂犬病予防法第4条第3項及び第5条第3項)。鑑札と注射済票には固有の番号が記載されていますので、犬が迷子になって保護された場合も、記載された番号から飼い主がわかります。

(2) 犬の係留義務

犬は係留(繋ぐ)しておくことが義務付けられています(条例第6条第2項)。散歩は必ずリード(引き綱)を使い、犬を確実に制御できる人が行ってください。公園などで遊ばせる時もリードを放さないでください。

また、犬を係留する場合は、事故防止のため人が接触できない場所に係留してください。買い物などで店先に係留するのは、こう傷事故(かみつきの事故)などの原因となるのでやめてください。また、逸走(脱走)防止のため、首輪、チェーンなどの破損、劣化がないか定期的に確認が必要です。

(3) 適切なリードの使用

散歩時に犬による飛びつきやこう傷事故(かみつきの事故)などを防止するために、散歩は犬を制御できるリードを使い、犬を確実に制御できる人が行ってください(条例第6条第2項)。犬を確実に制御できない状態(伸縮リードやロングリードなどを用い、犬が飼い主のそばから離れて動き回れる状態など)で移動(散歩)や運動させることが原因で、多くの事故やトラブルが起こっています。

また、犬が苦手な人もおり、散歩時には周囲の人に配慮が必要です。伸縮リードは、周囲の人には伸びるといことがわからないため、ふいに犬が動いて予想外に飼い主から離れるようなことがあると、周囲の人は思いがけない動きに驚いてしまいます。また、遠くから見るとリード部分が細くて見えにくいので、自転車、バイクや歩行者などがリードに引っ掛かり、転倒などの大事故につながる恐れもあるため、伸縮リードは犬を制御可能な長さにロックして使用してください。

- 散歩時のリードは、犬を制御できるものを使用する
- 散歩は、犬を確実に制御できる人が行う
- リード(伸縮リードなど)は、犬を制御できる長さで使用する
- 犬が飼い主の脇に付いて歩くことができるよう、しつけを行う



(4) ふんの持ち帰り義務

日頃から、散歩時ではなく自宅で排せつをするしつけを行い、周辺環境を不潔にしないよう飼養してください(条例第6条第1項第5号)。

散歩中にした犬のふんはすぐに除去し、必ず持ち帰ることが義務付けられています(条例第6条第2項第2号)。なお、犬のふんは可燃ごみとして処理してください。

また、尿についても他人の敷地、構造物や電柱などにさせないようにし、道路上などに排尿してしまった場合は、ペットシートに吸わせる、水で流すなどの配慮が必要です。

(5) こう傷事故(かみつ事故)発生時の措置

飼い犬が、人をかんでしまった場合は、直ちに被害者を救護するとともに、被害が拡大しないよう犬を確実に制御してください。

飼い主には、犬が人をかんだときは届出をすることが義務付けられています(条例第8条)。すぐに市動物愛護指導センターへ連絡してください。

また、犬による危害防止のため、犬の飼い主は犬の飼養をする土地又は建物の見やすい箇所に犬を飼養している旨を表示することが義務付けられています(条例第7条)。

(6) しつけ(周辺地域の住民や環境への配慮)

しつけは、犬の大きさに関係なく、飼い犬自身の安全や、周囲の人に迷惑をかけないためにも必要です。犬の吠え声は近隣の迷惑です。また、かみ癖などの攻撃性は、こう傷事故の原因となるだけでなく、終生その犬を飼い続けるうえでも大きな障害になります。また、自宅で排せつをするしつけも必要です。

なお、しつけは飼い主との信頼関係を深めるコミュニケーション手段の一つでもあるので、習慣化して根気よく、楽しく行ってください。

しつけに困ったときは、市動物愛護指導センター、かかりつけの動物病院や民間の訓練士(第一種動物取扱業者)へ相談してみましよう。市動物愛護指導センターでは、犬のしつけ方教室を開催しています。

(7) 逸走(脱走)防止

犬は大きな音が苦手です。雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、犬が安心できる場所を確保し、逸走(脱走)を防止する対策が必要です(動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)第7条第3項)。犬がドア、門や垣根などの隙間から逸走(脱走)しないように、戸締りをするほか、犬が抜けられる隙間がないか、門や垣根を飛び越えられないかなど確認してください。加えて、呼んだらすぐに戻ってくる、勝手にドアから出ないなどのしつけも有効です。

また、首輪が弛んですっぽり抜けてしまったり、鎖やリードが古くなって切れた例も多くあります。首輪などは定期的に点検してください。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したりしないようにクレート(ハウス)トレーニングなどのしつけを行うとともに、ケージの不具合箇所から抜け出したりしないようにケージの取り扱いや定期的な保守点検が必要です。

(8) 所有明示

迷子やケガを負って保護された犬は、飼い主が法律を守って鑑札を着けたり、迷子札、マイクロチップをつけていれば保護された後すぐに家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めてください(動物愛護管理法第7条第6項)。

また、犬猫など販売業者は、犬又は猫を取得した日(生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日)から30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着することが義務付けられています。また、犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければなりません(動物愛護管理法第39条の2)。

※マイクロチップ

動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。

専用のインジェクター(挿入器)で動物の皮下に埋め込んで使用します。埋め込みは通常の皮下注射と同様で、動物病院で獣医師が行います。世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能になります。一度装着すれば、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法です。

(9) 繁殖制限

犬はオスもメスも生後6～9か月で繁殖できる体に成長(性成熟)し、発情すると親子やきょうだい間でも交尾し、妊娠します。メスの犬は季節に関係なく6～8か月間隔で発情し、年1～2回出産します(1年に1回だけ発情する犬種もあります)。妊娠期間は約2か月で、1回に出産する子犬の数は犬種や体の大きさにもよりますが5～10頭ほどです。子犬が見たいという一時の感情で安易に出産させたり、無計画に出産を繰り返すと、すぐにきちんと世話をできる数を超えてしまいます。繁殖を管理することは飼い主の責務です(動物愛護管理法第37条第1項、条例第5条第4項)。

過密な環境はそれだけで動物にとって強いストレスになるだけでなく、飼い主にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、人も動物も不幸にしてしまいます。

※不妊手術のメリット

不妊手術は、手術のリスクや不妊手術後太りやすくなるなどのデメリットもありますが、それを上回るメリットがあるため、家庭で飼う場合には不妊手術を行うことを推奨しています。実施の是非や時期については、かかりつけの動物病院に相談してください。

▶ 健康面でのメリット

動物の病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。

▶ 行動面でのメリット

不妊手術により一般におだやかな性格になります。特にオスでは、ほかのオスや人に対する攻撃、縄張り意識によるマーキングが少なくなり、ケンカでケガを負ったりすることも少なくなります。

(10) 動物の病気や感染症などの知識と予防

動物には感染症や生活習慣病など、人と同じように、たくさんの病気があります。犬の健康状態を確認するための定期的な健康診断や予防接種を動物病院に相談のうえ行うことが大切です。

例えば、人と動物では食べるものが違い、また場合によっては、食べると害になるものも多くあります。動物種や年齢などに合った総合栄養食(ペットフード)を選びましょう。環境省が、「飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～」を発行しているので、参考にするとよいでしょう。

また、拾い食いなどによる誤食は、窒息、中毒や感染症などを起こし、動物の命に関わる重大な事故に繋がりがねません。飼養環境を整えるとともに、拾い食いをさせないしつけも大切です。飼養環境の中で、ケガをする可能性があるなどの問題がある箇所を見つけたら、すぐに改善が必要です。

さらに、動物に起因する感染性の疾病(人と動物の共通感染症)について知識を持ち、その予防にも努めてください(動物愛護管理法第7条第2項)。

▶ 人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、下記の様な衛生対策を行っていればほとんどの病気は予防できます。

- 口移しや人と同じ食器で食べ物を与えない
- 口づけ、口周りをなめさせるなど過剰な接触をしない
- 犬や猫に触った後と、飲食の前には石けんで手を洗う
- 排せつ物はすぐに片付け、処理の後は石けんで手を洗う
- 犬や猫の健康を保つ
- 衛生的な飼養環境を保つ

※その他、「動物由来感染症ハンドブック(厚生労働省)」も参考にしてください。

(11) 災害対策

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守れるのは飼い主だけです。まず飼い主が無事であること、そして避難する場合にはペットと一緒に避難場所に避難すること(同行避難)が基本です。ともに安全に避難でき、避難場所で安心して過ごすためには、日頃からの備えが大切です(条例第5条第5項)。

避難所へは動物が嫌いな人や動物の毛などによるアレルギーを持つ人なども避難します。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃からしつけを含めた準備をしておくことも必要です。

▶ 迷子札の装着

災害時に迷子にならないよう、犬に鑑札を着けることはもちろんですが、迷子札やマイクロチップを装着するよう努めてください。

▶ 災害時に必要な健康管理としつけ

普段から、健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛をとるなど動物の体を清潔に保ち、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしっかり行いましょう。

また、災害時に安全に避難するためには、周りへの配慮のためにも基本的なしつけができていないといけません。犬は「マテ」「オスワリ」などの基本的なしつけのほかに、こわがらずにケージに入り、その中で静かに落ち着いていられることができたり、決められた場所で排せつできるようにして、ペットの安全の保持と

事故の防止に努めることが必要です。

▶ 災害時に持ち出すもの

ペットのための避難用品は、避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品と共に保管してください。

持ち出し品には優先順位をつけます。餌、水、薬は健康や命に関わるものですから、第一に優先されます。最低でも5日分は必要です。次に飼い主や動物の情報(ペットの写真、治療中の病名、緊急連絡先など)です。それからペットの生活に必要なもの(ケージ、ペットシートなど)です。これらはすぐ持ち出せるように準備しておくことが必要です。また、動物と離れ離れになったとき、ペットの写真はポスターの作成や、飼い主の証明などに使えます。携帯電話などに、ペットの写真を保存しておきましょう。飼い主と一緒に写った写真があると、飼い主を特定するときに役立ちます。

◆ 災害時に持ち出すもの(一例)

- ペットの所有明示(鑑札、名札、マイクロチップなどの装着)
- 餌(最低5日分、特別食や療法食が必要な場合は1か月分程度)
- 水
- 餌と水を入れる容器
- 薬
- ケージ、キャリーケース、洗濯ネット(猫の安全な運搬のため)
- 首輪、リード、ハーネス
- ペットの写真(飼い主と一緒にのもの。携帯電話などに保存しておくとい)
- ペットシート、猫のトイレ砂
- ふん処理用の袋
- ゴミ袋
- タオル、ウェットティッシュ
- おもちゃ
- ガムテープ(布製)、油性マジック

(※ガムテープは名前などを記載しキャリーケースなどへ貼付するなど色々な場面で役立ちます。)

▶ 避難にあたって

ペットを連れての同行避難が基本です。市内では、避難所にペットと同行避難することができます。自分の避難場所がどこなのか確認しておいてください。なお、避難所ではペットは、人とは別の専用のスペースに保管します。犬や猫は、首輪、リード、鑑札や名札などを付け、逸走(脱走)防止と所有明示が必要です。また、ケージを用意し、避難所ではケージで生活できるようにしてください。その他に、緊急時にペットを預かってくれる場所を確保しておくといでしょう。



(12) 多数の犬又は猫の飼養(以下、「多頭飼育」という。)に係る届出

飼っている犬や猫の数が多くなると、食餌や散歩などの世話、首輪やリードなどのペット用品、ワクチン代などの医療費などが、単純に頭数に比例して増えるだけではありません。1頭で飼っている場合と違った配慮が必要になります。手間や費用は、頭数の何倍にもなるといいでしょう。

たくさんの犬や猫を飼養し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食餌、清掃などの世話が追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭などによる地域住民の生活環境に関わる問題が発生し、ついには飼養継続不能に陥ることがあります。動物のふん尿などの放置により臭気が継続して発生していたり、爪が異常に伸びていたり、体表が著しく汚れているなどは動物の虐待にあたる場合があります。

このような事態を未然に防ぐため、犬と猫を合わせて、市内で10頭以上飼養する※場合は、条例で犬又は猫の多頭飼育の届出が必要です(条例第6条の2)。届出により、市は適正な飼養方法や不妊手術などの指導やアドバイスなどを行うこととしています。

※所有又は占有していない動物は含みません。

(13) 終生飼養

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適正に飼う責務があります(動物愛護管理法第7条第4項、条例第5条第2項)。結婚・離婚、出産、転職などの生活スタイルの変化、飼い主自身が病気や高齢になった、経済的な理由、引っ越し、家族のアレルギーや近所から苦情がきたなど、飼い主の都合でペットを手放すことになった例が多くあります。ペットの命に責任を持つのは飼い主であることを絶対に忘れないでください。

◆ 将来への備え

- 家族、友人、近所の人など、一時的な預け先を見つけておく
- かかりつけの動物病院を作る
- ペットホテルやペットシッターを調べておく
- 犬の登録、ノミやダニの予防、ワクチン接種、寄生虫の駆除をしておく
- 基本的なしつけをしておく
- ワクチン接種の記録、既往歴、アレルギーなどを記録しておく

◆ 将来にもっと備えるために(一例)

- 自分がペットより先に死亡してしまったときのために、ペットを誰に託すか、残した財産をペットのためにどう使うかなどの遺言・信託について、早めに専門家へ相談しておく
- 老犬・老猫ホームなど、ペットを預かり亡くなるまで世話をしてくれる民間業者(第一種動物取扱業)を探しておく
- 動物病院での費用負担を軽減するために、ペット保険に加入しておく

(14) シルバー世代とペット

ペットの寿命は年々伸び、犬や猫は20年以上生きることもあります。シルバー世代の飼い主とペットがともに幸せに暮らせるように、これから動物を飼う場合には慎重に判断することが必要です(条例第4条の2)。

ペットと暮らすことは、世話のために体を動かしたり、家族や友人との会話のきっかけになるなど、健康の維持や生活の豊かさに繋がります。一方、ペットと暮らすシルバー世代の飼い主は、ペットと共に年を取るために、思うように体が動かなくなったり、自らの病気などで、十分に世話ができなくなることが若い人に比べると多くあります。

万が一自分が病気などになってしまって、飼い続けることができなくなった時にどうするかといったことも考えて対策を取っておくことがシルバー世代のペットへの責任です。

▶ シルバー世代には成犬、成猫からが飼いやすい

おとなの犬や猫は、大きさや性格がある程度分かっているという利点があります。保護施設からの譲渡には年齢制限などの条件もありますが、あなたに合う犬や猫の紹介や、トライアル期間(試しに飼ってみる期間)、飼い方のアドバイスなども行っていますので、保護犬や保護猫の新しい飼い主になることを選択肢のひとつとして考えてみてください。

▶ 飼う前にもう一度よく検討する

「1 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと(1ページ)」を確認し、飼い主とペットが生涯にわたり共に暮らせるか慎重に判断することが必要です。

(15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適正に飼う責務があります(動物愛護管理法第7条第4項、条例第5条第2項)。しかし、どうしても飼えなくなったときは、下記に示したような様々な方法によって新たな飼い主を探すことも、飼い主の責務です(条例第5条第3項)。また、治癒の見込みがない疾病などに罹患している場合や高齢で介護が必要な場合などは動物病院に相談し、ペットを最後まで看取るのが飼い主の愛情と責任です。

- 親類や知人に聞いてみる
- チラシやポスターを作成する
- インターネットを活用して、情報を発信する
- 老犬・老猫ホーム(第一種動物取扱業)を利用する
- 公益財団法人千葉県動物保護管理協会へ相談し、新しい飼い主を探す
- 市動物愛護指導センターへ相談する



(16) 虐待・遺棄に関する法律と罰則

愛護動物を虐待したり、捨てた(遺棄した)者は、懲役や罰金に処せられます(動物愛護管理法第44条)。

※愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる(人が占有しているかどうかを問わない。)
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

▶ 虐待について

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

→5年以下の懲役または500万円以下の罰金

・愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、またはそのおそれのある行為をさせる、餌や水を与えずに酷使するなどにより衰弱させるなど虐待を行った者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

▶ 遺棄について

動物の飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って扱うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。また、近年は、日本の自然に生息していなかった外来生物が野外や池などに放たれ、それによる農業被害や生態系への悪影響が大きな社会問題になっています。

・愛護動物を遺棄した者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

3 飼い猫の飼養・管理について

(1) 飼い猫の屋内飼養

条例により、飼い猫を屋内で飼うよう努めることが規定されています(条例第6条第3項)。

屋内で飼うことで近隣へのふん尿被害や他人の財産(車や花壇など)を傷つけるなどのトラブルを防止できます。また、飼い猫の感染症、交通事故、迷子や野良猫とのケンカなどの危険から守ることができます。

屋内には、上下運動できる場所、高い所や狭い所に快適で安心できる隠れ場所、清潔なトイレ(猫の数+1個が理想)、飲用水、爪とぎやおもちゃなどを用意します。

猫に快適な環境を整え、飼い主が猫の習性を理解し、良いコミュニケーションをとることで、猫は屋内で幸せに暮らすことができます。

(2) 逸走(脱走)防止

玄関やベランダから猫が逸走(脱走)することを防止するために、二重扉にする、網戸にロックをかける、窓などに逸走(脱走)防止フェンスを設置する、ドアノブを開けられないようにするなどし、猫の逸走(脱走)防止に努めてください(動物愛護管理法第7条第3項)。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したり、ケージの不具合箇所から抜け出したりしないように取り扱いや定期的な保守点検が必要です。

また、動物病院に連れて行く場合など、猫を外出させる際は、洗濯ネットに入れた後にキャリーケースに入れることで、猫を安全に移動させることができます。

(3) 所有明示

迷子やケガを負って保護された猫は、飼い主が、迷子札やマイクロチップをつけていれば保護された後すぐに家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めてください(動物愛護管理法第7条第6項)。

なお、猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するとよいでしょう。

※マイクロチップ

*2 飼い犬の飼養・管理について (8) 所有明示(4ページ) 参照

(4) 繁殖制限

猫は日が長くなる春から秋の間に何回も繁殖する季節繁殖動物です。また、交尾すれば高い確率で妊娠します(交尾排卵)。

春先に生まれたメスの子猫はその年の秋には出産可能なため、まだ子どもだと油断していると、子猫が産まれて慌てることになりかねません。さらに、猫は妊娠期間が約2か月で1回の出産で4~8頭の子猫を産み、1年に2~4回の出産が可能です。計算上は、1頭のメス猫から1年で20頭以上に増えることが可能です。飼っている動物の数が増えすぎると適正な世話が行き届かず、動物自体を苦しめ、ふん尿や鳴き声などで地域住民にも迷惑となります。繁殖を管理することは飼い主の責務です(動物愛護管理法第37条第1項、条例第5条第4

項)。

過密な環境はそれだけで動物にとって強いストレスになるだけでなく、飼い主にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、人も動物も不幸にしまいます。

*不妊手術のメリットは、飼い犬の飼養・管理について (9) 繁殖制限(4ページ) 参照

(5) 動物の病気や感染症などの知識と予防

*2 飼い犬の飼養・管理について (10) 動物の病気や感染症などの知識と予防(5ページ) 参照

(6) 災害対策

*2 飼い犬の飼養・管理について(11) 災害対策(5ページ) 参照

猫の場合、ケージ(キャリーケース)をかくれ場所にしておくと、災害時の避難に役立ちます。日頃から、安全な場所にケージ(キャリーケース)を置き、猫が安心して入ることができるようにしつけてください。

また、リード、首輪やハーネスに慣らすなど、災害時にペットの安全の保持と事故の防止に努めてください。

(7) 多頭飼育に係る届出

*2 飼い犬の飼養・管理について (12) 多数の犬又は猫の飼養に係る届出(7ページ) 参照



(8) 終生飼養

*2 飼い犬の飼養・管理について (13) 終生飼養(7ページ) 参照

(9) シルバー世代とペット

*2 飼い犬の飼養・管理について (14) シルバー世代とペット(8ページ) 参照

(10) 万が一、飼い続けることが難しくなったら

*2 飼い犬の飼養・管理について (15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら(8ページ) 参照

(11) 虐待・遺棄に関する法律と罰則

*2 飼い犬の飼養・管理について (16) 虐待・遺棄に関する法律と罰則(9ページ) 参照

4 飼い主のいない猫対策

(1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方

市では年間300頭前後の飼い主のいない猫が収容され、そのほとんどは、屋外にいる猫が不妊手術をされていないために生まれた子猫です。

また、飼い主のいない猫への恣意的な餌やりにより、猫の増加、子猫の出産、ふん尿や財産(車や花壇など)の被害、ゴミあさりやネコノミなどの衛生害虫の発生など、生活環境への被害が生じています。地域には、猫が苦手な人やアレルギーがあるなど体質的に受け入れられない人も少なくありません。

市で収容した猫は、飼い主を探し返還すること、またはできるだけ飼養を希望する人を探し譲渡するよう努めています。また、飼い主のいない猫は、不妊手術を行うなど、周辺的生活環境が損なわれることのないように管理していただくことを推進しています。

飼い主のいない猫対策として行う取組みには、以下で紹介するように様々なものがあります。地域の状況や住民一人ひとりの考えも多様ですので、複数の選択肢の中の組合せから、それぞれの地域の実情に沿って住民が実施できる対策を検討してください。飼い主のいない猫対策は、その地域で生活する人たちが、自分たちの地域の問題としての意識を持って、取り組むことが基本です。

飼い主のいない猫も地域住民で適正な管理を行えば、将来的に猫の数を減らし、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。

人と猫との調和のとれた共生社会を目指すためには、地域住民が動物愛護への理解を深め、また社会の秩序を守り、猫を適正に飼養することが必要です。



(2) 猫の飼養形態による分類(図1「猫の飼養形態による分類と考え方」参照)

① 飼い猫

所有者又は占有者が飼養・管理している猫(条例第2条第1項第2号)。

▶ 屋内飼養猫

屋内のみで飼養・管理されている猫。

▶ 出入り自由猫・屋外飼養猫

屋内と屋外を自由に移動することができる猫、もしくは、屋外のみで飼養・管理されている猫(条例第6条第3項で屋内飼養に努めることが定められている)。

② 飼い主のいない猫

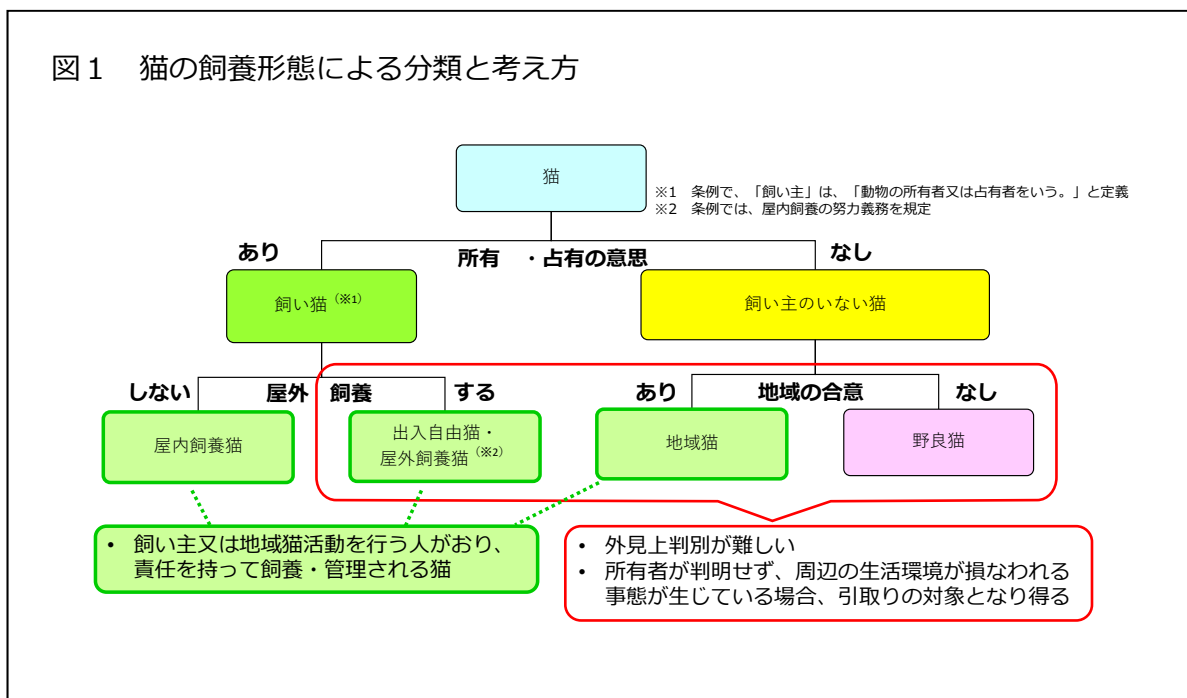
所有者又は占有者がいない猫で、屋外に生息している猫。

▶ 地域猫

地域の合意を得たルールのもとで適切に飼養・管理される、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、地域猫の世話をする人(活動の主体者)を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適正に飼養・管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫。

▶ 野良猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、誰にも管理されていない猫。



(3) 飼い主のいない猫への関わり方

飼い主のいない猫へ給餌するという行為には「責任」が伴います。

「かわいそう」という気持ちや「猫を守るため」など理由は様々あるでしょうが、給餌するという行為は、その人の意思で行うものです。

しかし、給餌することで周辺に迷惑をかけてしまえば、その行為に対し地域住民の理解を得ることは難しくなります。令和元年6月の動物愛護管理法の改正により、給餌、給水によって周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている時は、市は、その事態を生じさせている者に対して、指導又は助言をすることができることが規定されました(動物愛護管理法第25条)。恣意的な餌やりを行った人が法的な責任を問われ、損害賠償金を支払うことになる可能性があります。現実には、給餌者に対する損害賠償を認めた民事裁判の例もあります。

また、このようなトラブルになって、猫自体が嫌悪される存在ともなりかねません。

不妊手術や排せつ物の管理をせず、飼い主のいない猫がかわいそうだからとむやみに給餌することは、繁殖による飼い主のいない猫の増加や近隣住民へのふん尿被害などの原因となります。また、市で殺処分される猫のほとんどは、生まれて間もない子猫です。給餌することで、猫の栄養状態がよくなり、多くの子猫を産むことができます。つまり、猫に不妊手術をしないで安易に餌を与えることが、殺処分される猫を増やすことに繋がります。

(4) 飼い主のいない猫対策の考え方

飼い主のいない猫対策としては、飼い主のいない猫をできる限り減らしていくことが、動物の愛護(動物の健康や安全の保持など)と、動物の管理(人への迷惑防止など)の考えにかなっていると言えます。(図2「飼い主のいない猫対策の検討例」参照)。現時点で考えられる飼い主のいない猫を減らす以下の方法から、地域の実情にあったものを地域住民が組み合わせて選択します。

I 飼い主のいない猫への地域での取組み

A 飼い主を探し、屋内での飼養を目指す。

子猫や人馴れした飼い主のいない猫は、飼養を希望する人を探し、屋内で飼うことで、飼い主のいない猫が減少し、その猫による近隣へのふん尿や財産(車や花壇など)の被害などのトラブルを防止できます。また、感染症、交通事故、迷子やケンカなどの危険から猫を守ることができます。

ただし、飼い猫である場合もあるので、十分な確認を行わずに保護すると、財産権の侵害となってしまうことがあります。屋外の猫を保護する場合は、地域の住民に飼い主がいないことを確認するほか、最寄りの警察署及び市動物愛護指導センターへ相談してください。

保護した後は、速やかに不妊手術を行うことが重要です。必ず不妊手術を受けさせたうえで、適正な飼養ができる頭数の範囲内で飼養してください。

B 猫を増やさないう不妊手術をし、元いた場所に戻す。(TNR 活動)

TNR 活動は、飼い主のいない猫対策の取組みの基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊手術(Neuter)を施して元の場所に戻す(Return)活動のことです。

まず不妊手術を行うことにより、これ以上猫が増えることを抑制し、またメス猫の発情の鳴き声やオス猫の尿臭などが軽減されることが期待されます。

猫を捕獲するときは、地域の住民へ周知し、飼い主がいないことを確認してください。安全に猫を捕獲する

ために、保護器を使用します。

また、不妊手術を実施した猫と、未実施の猫の識別をする必要があるため、不妊手術を実施する際には、猫の耳にV字カットを入れます。

留意点として、不妊手術のためには費用がかかること、不妊手術後の管理は含めていないため、ふん尿による被害が継続することなどがあげられます。

C 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。(地域猫活動)

地域猫活動は、地域の合意を得たルールを作り、そのルールに基づいて猫を適切に飼養・管理することで、当面の間、地域の猫によるトラブルを軽減しつつ、その猫の命を全うし、将来的に飼い主のいない猫を減らしていくことを目的としています。

ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要とします。給餌や給水は決められた場所で行い、排せつ物の処理や周辺の清掃なども行います。不妊手術を行い、猫の数を増やさないようにします。

地域住民は、地域猫活動は飼い主のいない猫を飼養・管理し、猫を排除するのではなく、猫によるトラブルをなくすための取組みであることを理解してください。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、猫を捨てた(遺棄した)者は懲役や罰金に処せられることを周知し、遺棄の防止を徹底していく必要があります(動物愛護管理法第44条第3項)。

留意点として、不妊手術や餌代などの費用がかかること、地域猫活動によって被害の軽減は期待できるが、被害の全てがすぐになくなるわけではないこと、猫が寿命を全うするまでには、時間を要することなどがあげられます。

地域猫活動に関する詳細は、「4 飼い主のいない猫対策 (5) 地域猫活動」を参照してください。

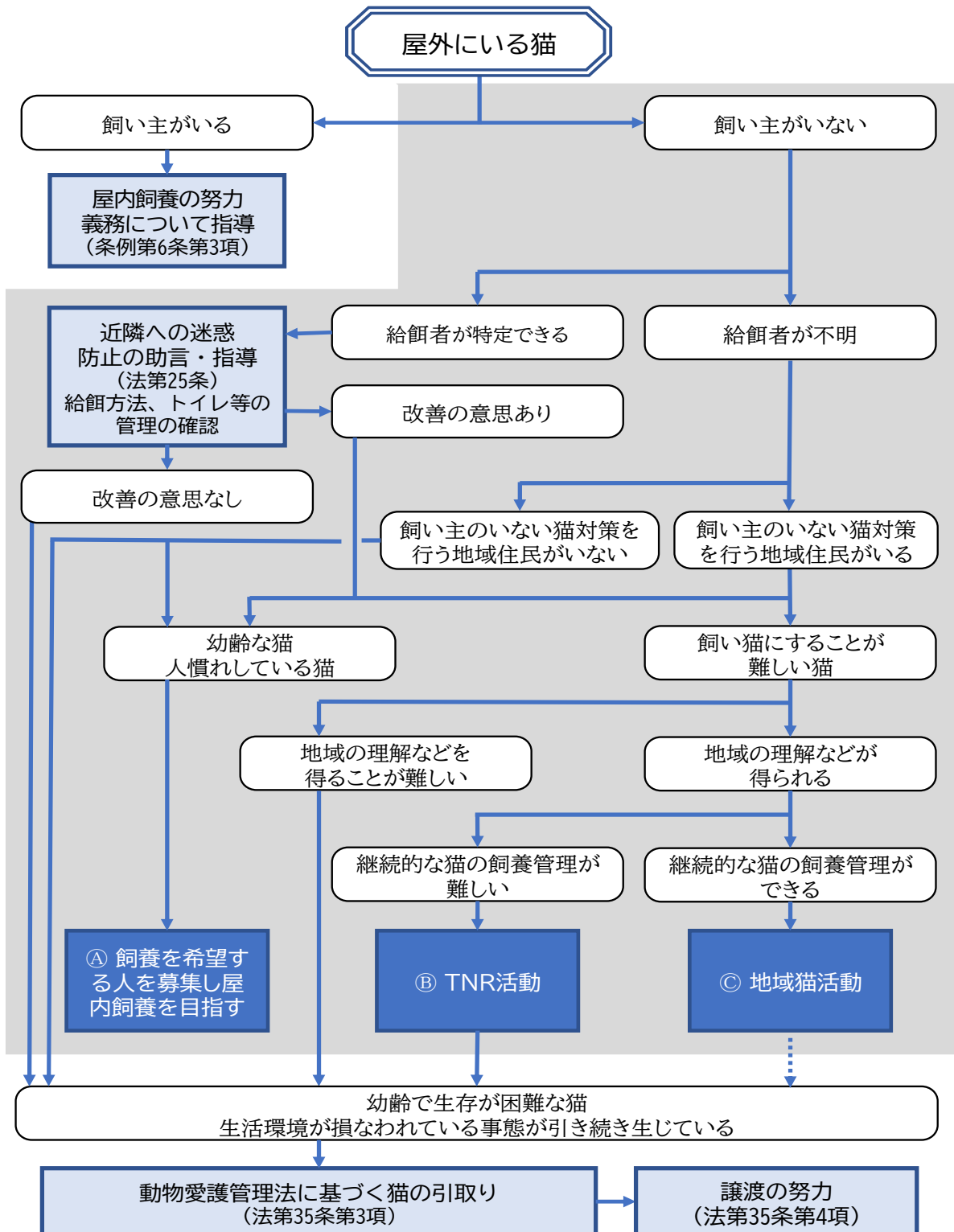
II 動物愛護管理法に基づく猫の引取り

I のA～Cなどの対策を講じても周辺の生活環境が損なわれる事態が継続している場合は、市は、動物愛護管理法に基づき、その原因となる猫の引取りを行わなければなりません(動物愛護管理法第35条第3項)。

市で引き取った猫は、できるだけ譲渡に努めます。

ただし、その猫が飼い猫である場合もあり、十分な確認を行わずに保護すると、財産権の侵害となってしまうことがあります。屋外の猫を保護する場合は、地域の住民に飼い主がいないことを確認し、市動物愛護指導センターへ相談してください。

図2 【飼い主のいない猫対策の検討例】



(5) 地域猫活動について

I それぞれの関係性

地域猫活動は、地域の合意を得たルールのもとに、「地域住民」の中の「地域猫の世話をする人」が主体となって行う活動です。

そこに行政や動物愛護団体などがそれぞれの関係性において支援し、連携していく必要があります。(図3「地域猫活動の目指す方向性」参照)

① 地域住民

ア 地域猫の世話をする人(活動の主体者)

地域猫活動に取り組む主体になります。

活動の主体者を中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経験を持つ動物愛護団体などに助言をもらうなどし活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

また、管理している地域猫による問題が生じた場合は、問題を真摯に受け止め必要な対応を行います。

イ 猫に困っている人

猫による被害などについて活動の主体者などと話し合い、活動のルール作りに協力します。

ウ ア、イを除く住民(町会自治会など)

地域猫活動を見守り、必要に応じて、地域猫活動を評価します。また、可能な範囲で、地域猫活動に協力します。

② 市

飼い主のいない猫の不妊手術に関する事業、住民や関係者の理解を得るための連絡調整、動物愛護団体などと連携したノウハウの提供、ガイドラインの普及など、必要な支援を行います。

周辺的生活環境の保全のための、指導や助言などを行います(動物愛護管理法第25条)。

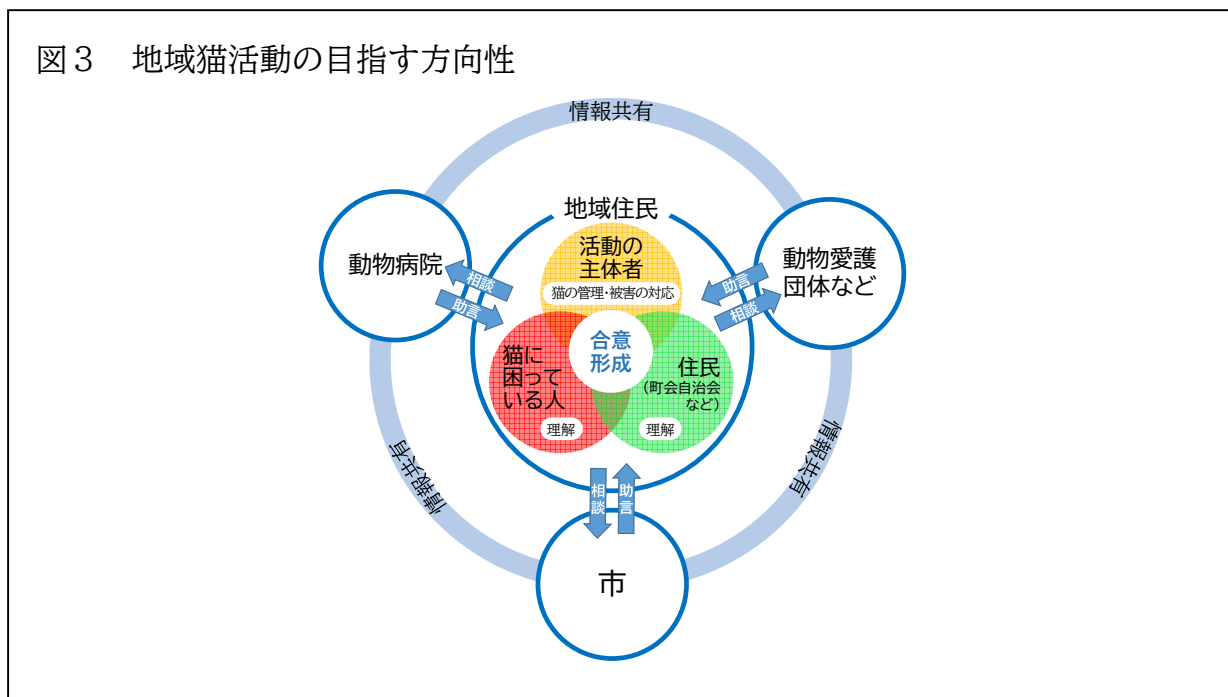
③ 動物愛護団体など

地域猫活動のノウハウを有している NPO 団体などが、地域猫の世話をする人への助言、協力、支援などを行います。

④ 動物病院

猫の不妊手術及び耳のV字カットを行います。犬や猫の生態、疾病予防、マイクロチップなどについて、情報を発信します。

図3 地域猫活動の目指す方向性



II 活動の実際(図4「地域猫活動の流れ」参照)

① 取組みの準備

猫の飼養状況、屋外で生活する猫の数、苦情の発生状況などの調査を行い、地域の環境と猫の状況を把握します。

調査を行う場合には、あらかじめ町会自治会など地域の関係者の了解を得たうえで行うように配慮することが重要です。

調査用紙やアンケート用紙には、調査の目的や代表者の氏名と連絡先を明示し、問合せには丁寧に対応することが大切です。

地域で管理する猫(地域猫)は、写真を撮るなどすると把握しやすくなります。

地域全体で猫の個体把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づくことができ、繁殖制限を受けていない猫への対処が早くなります。

また、個体把握により、餌代や不妊手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

② 地域の理解と合意形成

地域猫活動に取り組む場合は、必ず地域の理解と合意のもとで活動に取り組んでください。地域で話し合う際は、町会自治会、猫が苦手な人、猫の管理に反対の人などにも参加を呼びかけます。地域の合意を得ず給餌をし、周辺に迷惑をかけてしまえば、地域猫活動に対し地域住民の理解を得ることが難しくなってしまいます。

事前に各関係者が現状を共有したうえで、活動を行うかを検討し、意思の統一を図ったうえで活動を始めることが必要です。また、町会自治会としての合意は重要です。

③ 活動のルール作りと試行

地域の関係者と話し合い、理解を求めながら、地域のための活動のルールを考えます。多くの人の理解が得られる地域のルールを作るためには、目的や課題を共有し、丁寧に意思疎通を図っていくことが

大切です。

まずは、参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作り、期間を決めて試行的に取り組んでください。

また、代表者を決め、問題が発生した場合は必要な対応を行います。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残すほか、猫による被害をどのように解決するかを話し合い、ルールに加えます。

試行の中で無理な部分はなかったか、一部の人に負担が集中していなかったかなど、周囲の人からの意見や苦情があれば、それらも踏まえて、もう一度ルールを見直してみることも必要です。

④ 地域住民への周知

地域の猫の問題を解決していくためには、地域の住民や関係者などに理解を広げることが重要です。活動が知らないうちに行われていたり、活動の主体者が誰か分からないことはトラブルの原因となります。

ア 活動の主体者の明示

代表者を決め、地域の猫に関する課題、地域猫による被害などの情報を受けられるようにしてください。代表者の氏名や連絡先を明示するほか、あらかじめ地域住民が活動の主体者やその活動内容(具体的な活動場所、活動時間など)を把握できるようにすることが必要です。

イ 周知の方法

周知の方法には次のようなものがあります。それぞれの地域の実情にあった方法を選択します。

▶ チラシなどの配布・回覧

一度だけの配布ではあまり効果は期待できません。日常的なコミュニケーションも大切です。

▶ 掲示板

活動内容や結果などを定期的に地域の掲示板などで示します。

▶ 活動報告

地域住民や町会自治会の集まりで定期的に活動結果を報告します。

⑤ 餌やり

ア 餌は与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えます。また、食べ終わったら、食べ残しはすぐに片付けます。置き餌(餌の置きっぱなし)は、新たな猫の流入の原因となるほか、ハエやゴキブリといった衛生害虫や野生鳥獣を集めることにより、周辺環境の悪化につながります。

イ 餌と水を与える場所は、その場所の管理者などから許可を得て、その地域に住む人の状況を考慮して設定することが必要です。

⑥ 猫用トイレの設置、清掃

餌場周辺で、地域の合意が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置します。砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。猫が好むトイレの材質(土、砂など)は、猫によって異なります。トイレ以外にふんをされている場所がある場合は、ふんをされている場所の材質を把握し、猫用トイレを作ります。

トイレを作ってもそこに排せつするとは限らないので、毎日定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排せつしてしまっても、すみやかに処理、清掃し、地域の生活環境を衛生的に保ちます。

また、他人の土地に排せつされたふんについても、地域猫の世話をする人(活動の主体者)に連絡が

あった場合は、快く対応するとともに、地域の清掃活動などを積極的に行うなどして、地域住民との良好な関係を築くことが必要です。

⑦ 繁殖制限

不妊手術により繁殖を制限し、飼い主のいない猫が増えることを防ぎます。

地域猫活動は飼い主のいない猫を将来的になくしていく活動であり、繁殖制限なしでは成り立ちません。必ず、不妊手術を実施してください。

不妊手術により、発情期のケンカや独特な鳴き声がなくなります。また、尿の臭いの軽減が期待できます。

猫は、親子やきょうだい間であっても繁殖をするので、性成熟する前（生後6ヶ月頃）に、オス、メスともに不妊手術を行うことが望まれます。

不妊手術を獣医師に依頼する際には、手術を実施した猫と未実施の猫を識別するため、猫の耳にV字カットを入れてもらいます。



⑧ その他・被害防止軽減対策

ア 活動地域における捨て猫などを防止するため、ポスターや看板などで啓発します。

イ 庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐために絨毯や爪とぎ板になるものを用意するなどの対策を行います。被害を受ける場所や猫が集まる場所など、猫に合わせて置く場所を選び、猫が侵入しては困る場所については、猫の侵入防止などの対策を講じることが必要です（超音波発生器、忌避剤の使用など）。

ウ 地域への影響を考え、管理する猫には、首輪、名札などの個体識別を行い、その猫の数、健康状態を確認します。また、地域猫が死亡した場合は、死体の処理を適正に行ってください。市では死体の引取りを行っています。

エ 可能な場合は、猫の飼養を希望する人を探し、屋内での飼養を目指してください。

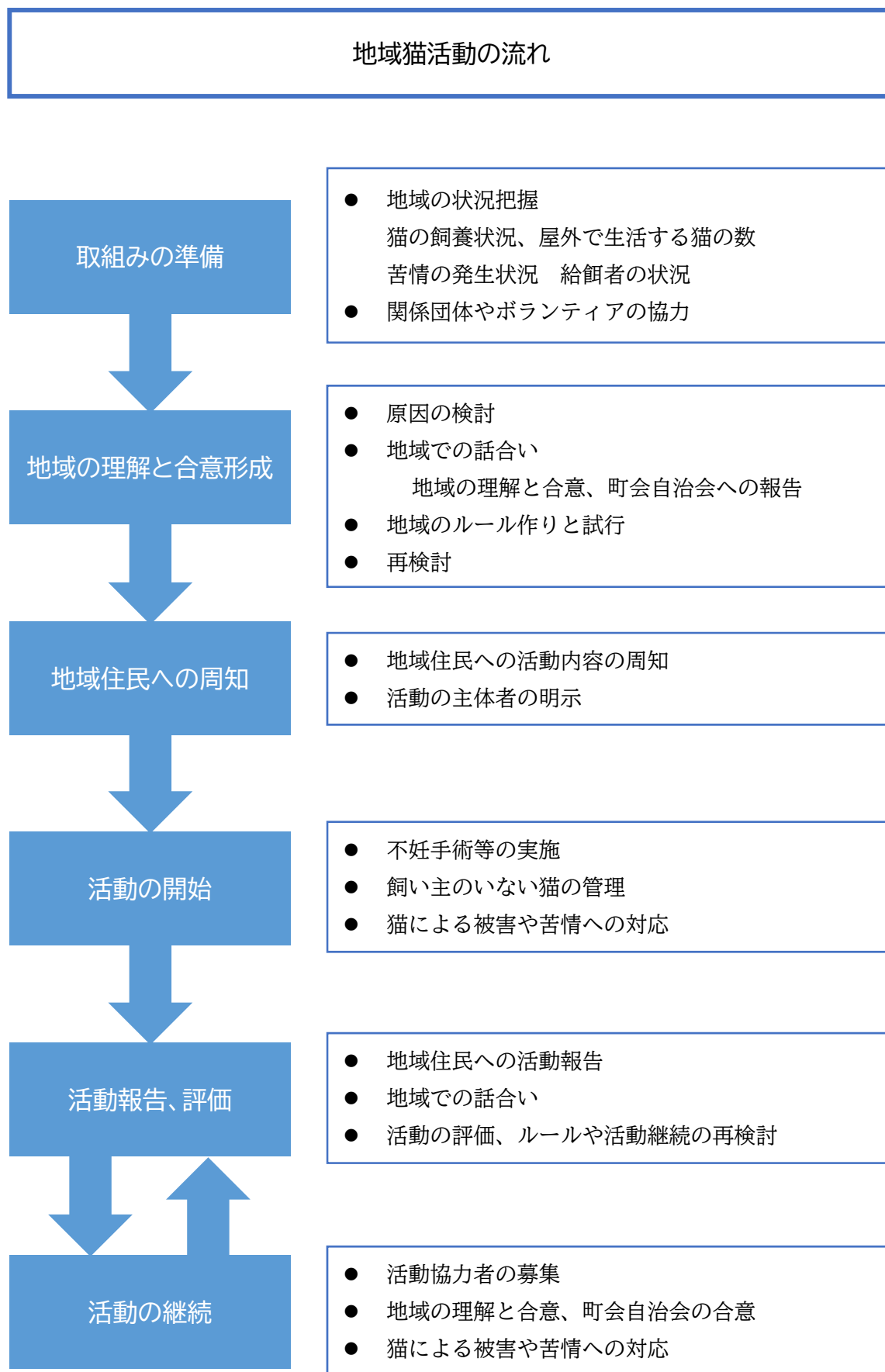
⑨ 活動報告と評価・活動の継続

ア 地域猫活動を継続するためには、管理する猫の数、写真、不妊手術の実施の有無など、地域住民に定期的に活動報告を行い、理解を得ることが必要です。町会自治会の協力を得て、活動報告会を開いたり、掲示板や回覧板などで周知するとよいでしょう。また、一人での活動は負担が大きいため、活動状況に応じて、協力者を見つけることも必要です。

イ 猫の飼養状況、屋外で生活する猫の数、被害の発生状況など、町会自治会や地域の関係者にアンケート調査などを行い、地域猫活動の評価を行ってください。

一部の人に負担がかかっていたり、周囲の人からの意見や苦情があれば、それらも踏まえて、定期的にルールを見直していくことも必要です。

図4



Ⅲ 迷惑防止策

住民の中には猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚を傷つけたりする場合もあります。猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。

- ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- 猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- 猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- 市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- 市販されている猫よけ機(超音波発生装置)などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。

※猫よけ機(センサーが猫を感知すると超音波を出す機器)

猫によるふん尿被害や財産への被害を解消させるため、超音波により、猫にとって不快な場所であると学習させて、近付かなくさせようとする機器です。猫の性格や聴力の低下により、効果が得られない場合もあります。市動物愛護指導センターでは、猫による被害にお困りの人へ、猫よけ機の効果を確認していただくために、2週間の貸出しを行っています。



※猫よけ機

5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして ～それぞれの立場からの関わり方～

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、一人一人が自分にできることを実践することが必要です。ここでは、それぞれの立場からの関わり方について具体的な例をいくつかあげてみました。

(1) 市

- 犬及び猫の適正飼養について、法律、条例及びこのガイドラインなどの普及啓発を行います。
- 飼い主のいない猫の不妊手術を推進し、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎます。
- 犬や猫の飼養・管理等について、市民からの相談に対応し、飼い主への助言、指導を行います。
- 飼い主のいない猫について、講習会やチラシなどにより普及啓発し給餌者への助言指導などを行います。
- 動物愛護指導センターで引取った犬や猫の飼養・管理や譲渡を行います。

(2) 市民等

- 飼い主は、周囲に迷惑をかけないように、責任をもって動物を適正に飼養します。
- 新しく動物を迎える方は、保護犬や保護猫の飼い主になることも検討してください。
- 飼い主のいない猫の世話や地域猫活動を行う場合は、周囲に迷惑をかけないように、適正に飼養・管理し、飼い主のいない猫の数を減らすよう取り組みます。
- 地域における、飼い主のいない猫対策として行われる活動に理解をお願いします。
- 動物と直接関わりがない人も、「人と動物との調和のとれた共生社会」に関心を持ち、自身にできることをしてみてください。

(3) 町会自治会

- 同じ地域に住む人々が、地域のつながりを深め、住みよい地域社会をつくるための活動をします。
- 動物の適正飼養、TNR 活動や地域猫活動への理解、周知に協力してください。

(4) 動物病院(獣医師会)

- 犬や猫の生態、疾病予防、マイクロチップなどについて、情報を発信します。
- 犬の登録と狂犬病予防注射の推進を図ります。
- 災害時に市が行う動物対策に協力します。
- 飼い主のいない猫の不妊手術及び耳のV字カットを行います。

(5) 動物取扱業者

- 法令などを遵守し、動物を適正に飼養保管します。
- 動物の販売、譲渡を行うときは、飼い主に動物の適正な取扱いや関係法令について十分に説明し、理解を促します。
- 市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力してください。

6 各種問い合わせ先

相談内容	問い合わせ先
狂犬病予防法に基づく犬の登録など	
犬の登録	動物愛護指導センター
狂犬病予防注射済票の交付	047-435-3916
犬の飼い主の住所変更など登録事項の変更	保健所衛生指導課
飼い犬が亡くなった(犬の死亡届)	047-409-2598
動物に関する相談・苦情など	
野犬などの捕獲・収容	動物愛護指導センター
飼い犬が人をかんだ時の届出(こう傷届)	047-435-3916
多頭飼育の届出	
犬・猫の引取り	
犬・猫の譲渡	
飼い主のいない猫の不妊手術の相談	
地域猫活動に関する相談	
猫よけ機(超音波発生装置)の貸出し	
ペットの飼い方しつけ方の相談	動物愛護指導センター 047-435-3916
ペットが飼えなくなり、新しい飼い主を探すための相談	公益財団法人千葉県動物保護管理協会 043-214-7814
飼い犬、飼い猫が迷子になった 迷い犬、迷い猫を保護した	動物愛護指導センター 047-435-3916 船橋警察署 047-435-0110 船橋東警察署 047-467-0110 ※動物の移動範囲を考慮し、近隣の市を管轄する保健所、警察署にも連絡をしてください。
死亡したペットや動物の死体の回収	馬込衛生管理事務所 047-407-2741
動物取扱業など	
第一種動物取扱業の登録	動物愛護指導センター
第二種動物取扱業の届出	047-435-3916
特定動物の飼養又は保管の許可	

7 関係法令(一部抜粋)

○ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第7項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第4節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

（犬及び猫の引取り）

- 第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の2第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。
- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
 - 3 前2項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第1項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
 - 4 都道府県知事等は、第1項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
 - 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
 - 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
 - 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
 - 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

- 第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

(マイクロチップの装着)

第39条の2 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後90以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後90を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第46条の2 第25条第3項又は第四項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第25条第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20円以下の罰金に処する。

○ 家庭動物などの飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

- (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
- (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬(以下「危険犬」という。)を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

○ 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年12月27日条例第54号)

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養(保管を含む。第5条第2項から第4項まで、第9条第5項及び第11条第3項を除き、以下同じ。)をする動物で哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 施設 動物の飼養をするための工作物をいう。
- (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
- (5) 係留 人の生命、身体又は財産に害を加えないように動物を固定した物に丈夫な綱、鎖等であつなぎ、又は柵、おりその他の囲いの中に収容し、逸走させないようにすることをいう。

(市民等の責務)

第4条 市民等(市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。)は、動物の愛護及び管理に努めるとともに、市が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第4条の2 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物について終生にわたり飼養をする責務を果たす上で支障が生じないように次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 動物の習性、生理等に関する知識の習得
- (2) 動物が周辺の生活環境に及ぼす影響の考慮
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住宅環境、家族構成の変化、動物の寿命等を考慮した、将来にわたり当該動物の飼養をすることができるかどうかについての慎重な判断

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物の習性、生理等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養をしなければならない。

- 2 動物の所有者は、動物について終生にわたり飼養をするよう努めなければならない。ただし、当該動物について畜産農業の用に供するために飼養をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 動物の所有者は、やむを得ず当該動物について終生にわたり飼養をすることが困難となった場合には、その動物の適正な飼養をすることができる者に譲渡するための取組みに努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 飼い主は、災害が発生した場合における動物の飼養のための必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、当該動物の安全の保持、当該動物による事故の防止その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正に給餌(じ)及び給水を行うこと。
 - (2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うこと。
 - (3) 動物の種類、発育状況、習性等に適した施設を設けること。
 - (4) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭又は動物から飛散する羽若しくは毛により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養すること。
 - (5) 動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養すること。
 - (6) 施設の内外の清掃を定期的に行うとともに、動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。
 - (7) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容するよう努めること。
 - (8) その他動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養すること。
- 2 犬の飼い主は、前項の遵守事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 犬を係留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用するとき。
 - イ 犬を制御できる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所及び方法で当該犬を訓練するとき。

ウ 犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させるとき。

エ その他規則で定めるとき。

(2) 犬を道路、公園その他の公共の場所において移動し、又は運動させるときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行するとともに、当該ふんは、当該用具を使用して、直ちに当該場所から除去し、当該犬の飼養をする施設に持ち帰ること。

(3) 人をかむおそれのある犬を移動し、又は運動させるときは、口輪をかけること等により人の生命又は身体に害を加えないようにすること。

3 猫の飼い主は、第1項の遵守事項を遵守するほか、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように当該猫について屋内で飼養をするよう努めなければならない。

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)

第6条の2 犬又は猫(いずれも生後91日未満のものを除く。以下この条において同じ。)の飼い主(法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定めるものを除く。)は、その犬又は猫の数(犬及び猫の飼養をする場合にあっては、これらの数を合計した数。以下同じ。)が一の施設(当該犬又は猫の飼養をする土地を含む。以下この条において同じ。)において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、施設ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 施設の所在地

(3) 犬又は猫の数及び種類

(4) 施設の構造及び規模

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る犬又は猫の数が同項の規則で定める数未満となったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(表示義務)

第7条 犬の飼い主は、当該犬の飼養をする土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に、当該犬の飼養をしている旨の表示をしなければならない。

(事故発生時の措置等)

第8条 犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、犬が人をかんだときは、当該犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

○ 狂犬病予防法(昭和25年 8 月26日法律第247号)

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあっては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があったときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。



本ガイドラインの策定に当たっては、「船橋市動物愛護管理対策会議」で検討いたしました。

○船橋市動物愛護管理対策会議委員名簿

氏名	所属	備考
石川 里世	市民委員	
泉谷 清次	船橋市自治会連合協議会 副会長	
切替 輝美	一般財団法人 J-HANBS 千葉県支部長	
駒田 房江	千葉県愛玩動物協会 代表	
佐藤 由紀	市民委員	
中村 千香子	京葉地域獣医師会 獣医師	会長
南川 学	千葉県弁護士会京葉支部 弁護士	
平川 道雄	船橋市自治会連合協議会 副会長	副会長

(50音順、敬称略)

令和3年7月発行
 船橋市動物愛護指導センター
 〒273-0016 船橋市潮見町32-2
 電話 047-435-3916
 FAX 047-435-3917
 E-mail ho-douai@city.funabashi.lg.jp